

## 4月から「プラスチック類(資源物J)」の分別が変わります

ほとんどのプラスチック類を資源物として収集します

ごみの資源化と資源のリサイクルを進め、持続可能な循環型社会を目指すため、平成23年4月からほとんどのプラスチック類は「プラスチック類(資源物J)」として収集することになります。

現在収集しているプラスチック類は、RPFという固形燃料の原料として再利用しています(「サーマルリサイクル」といいます)。

4月から収集するプラスチック類は、もう一度プラスチック製品を作るための原料(「マテリアルリサイクル」といいます)や、固形燃料の原料として使われます。

多くのプラスチック類を「燃やすごみ」から「プラスチック類(資源物J)」に分別することになりますので、皆さんのご協力をよろしくお願ひします。

ごみの分け方・出し方(冊子)は、4月に各家庭に配付する予定です。

多くのプラスチック類を分別する理由

### ■温暖化防止のため

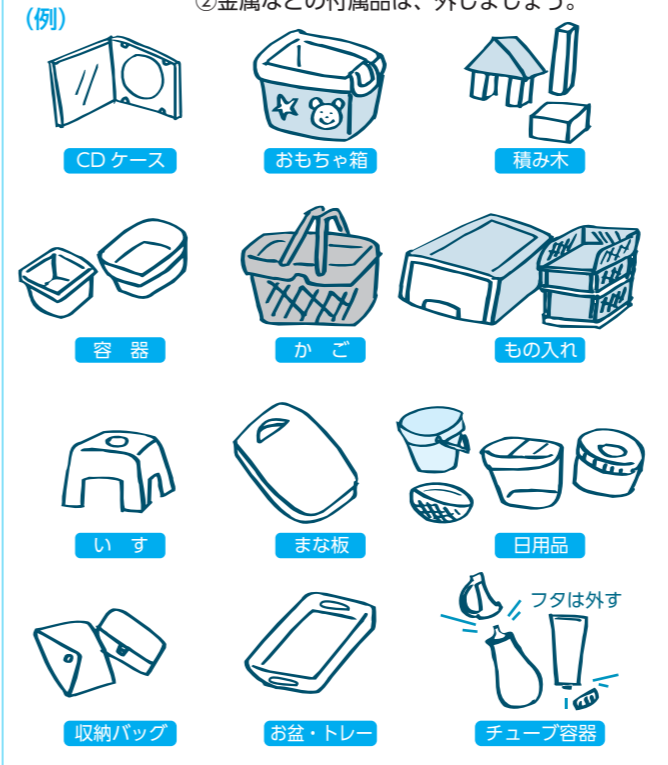
プラスチック製品は、石油など限りある資源からつくられています。再生利用可能な資源は、リサイクル処理することにより、生産から処分までの二酸化炭素の発生が抑制されるため温暖化防止対策になります。

### ■焼却施設の延命化のため

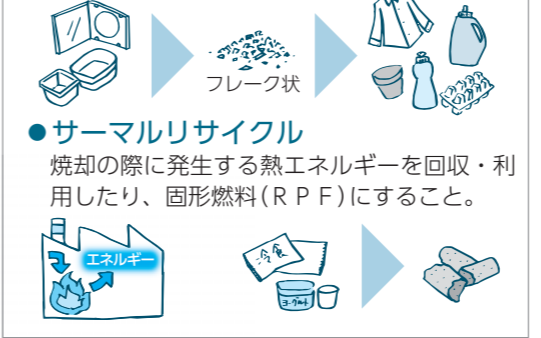
東部清掃工場(ごみの焼却施設)に搬入されている「燃やすごみ」の中には、まだまだ多くのプラスチック類が含まれているため焼却炉内の温度が高温になり、焼却炉劣化の一因になっています。焼却しているプラスチックを減らすことは、施設の延命化につながります。

製品自体のすべてがプラスチック製のものは、「燃やすごみ」から「プラスチック類(資源物J)」に変わります

(注意) ①汚れは、洗い落としましょう。  
②金属などの付属品は、外しましょう。



●マテリアルリサイクル  
使用済みプラスチックを溶かし、プラスチック製品の原料にすること。



●サーマルリサイクル  
焼却の際に発生する熱エネルギーを回収・利用したり、固形燃料(RPF)にすること。

## ひとり親家庭などへの助成制度があります

### ■児童扶養手当制度

児童扶養手当は、ひとり親家庭などを対象に支給されます。平成22年8月からは、支給対象が父子家庭にも拡大されました。

次の条件に当てはまる児童を監護している母または父、または両親にかわって児童を養育している人に対して支給されます。

ただし、国民年金、厚生年金、恩給などの公的年金を受けることができる人には支給されません。

### ■手当の対象となる児童

- ・父母が離婚した後、父または母と別れて生活している児童
- ・父または母が、死亡した児童
- ・父または母が、障がいの状態にある児童
- ・父または母が、生死不明の児童(1年以上生死不明)
- ・1年以上にわたり、父または母から遺棄されている児童
- ・1年以上にわたり、父または母が法律により拘禁されている児童
- ・母が婚姻しないで生まれた児童

### ■手当の額(月額)(所得制限あり)

- 全部支給
  - ・児童が1人のとき 41,720円
  - ・児童が2人のとき 46,720円
  - ・児童が3人以上のとき 1人につき3,000円が加算
- 一部支給
  - 所得に応じて定められます。

### ■ひとり親家庭等医療費助成制度

ひとり親家庭等医療費助成は、ひとり親家庭などを対象に医療費を助成する制度です。ひとり親家庭などの医療費の一部を助成することにより、経済的、精神的負担を軽減し、ひとり親家庭などの健康増進と福祉の向上を図ることを目的としています。

### ■助成対象者(所得制限あり)

母子家庭の母、父子家庭の父、ひとり親家庭の児童、父母のない児童

### ■助成範囲および額

国民健康保険、社会保険など各法の規定により支払った負担金(付加給付控除後)の3分の2を助成します。

### ■助成方法 償還払い

問い合わせ 福祉課 子育て支援係 ☎232-4913

## 窓口業務の日曜日開庁を試行しています

仕事の都合などにより、平日に役場に来られない人のために、1月から3月までの3カ月間、窓口業務の日曜日開庁を試行しています。

なお、窓口業務の延長(午後7時までは、試行期間中は第3水曜日のみとなりますので、あらかじめご了承ください。

- 試行期間 平成23年1月～3月
- 開庁日 毎週日曜日
- 開庁時間 午前9時～午後1時
- 開庁場所 菊陽町役場(本庁舎)町民課

### 利用できるサービス

町民課	税務課
<ul style="list-style-type: none"> <li>・住民票の写しの交付</li> <li>・住民票記載事項証明の交付</li> <li>・外国人登録原票記載事項証明の交付</li> <li>・印鑑登録</li> <li>・印鑑登録廃止</li> <li>・印鑑登録証明書の交付</li> <li>・住民票コード証明の交付</li> <li>・住居表示変更証明の交付</li> <li>・本籍地表示変更証明の交付</li> <li>・現在の戸籍謄本・抄本証明の交付(除籍は除く)</li> <li>・戸籍附票の写しの交付</li> <li>・子ども手当現況届の預かり</li> <li>・児童扶養手当現況届の預かり</li> <li>・ひとり親家庭等医療費受給資格更新申請書の預かり</li> <li>・ひとり親家庭等医療費助成申請・請求書の預かり</li> <li>・保育所入所申込書の預かり</li> <li>・重度心身障がい者医療費助成申請書の預かり</li> <li>・子ども医療費一部負担金請求書の預かり</li> <li>・人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療被保険者証等再交付申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療高額療養費支給申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療療養費支給申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療特定疾病認定申請書の預かり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・後期高齢者医療高額介護合算療養費等支給申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療基準収入額適用申請等各種申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療人間ドック健診申込兼補助金交付申請書の預かり</li> <li>・後期高齢者医療保険料納付方法変更申出書の預かり</li> <li>・総合検診・がん複合健診申込書の預かり</li> <li>・高額介護(予防)サービス費給付申請書の預かり</li> <li>・家庭介護用品購入費助成金申請書の預かり</li> <li>・要介護認定申請書(更新のみ)の預かり</li> <li>・所得証明書の交付</li> <li>・課税証明書の交付</li> <li>・所得課税証明書の交付</li> <li>・資産証明書の交付</li> <li>・評価証明書の交付</li> <li>・公課証明書の交付</li> <li>・無資産証明書の交付</li> <li>・名寄帳の交付</li> <li>・土地台帳の閲覧</li> <li>・字図のコピー</li> <li>・原動機付自転車の標識交付証明書の再交付</li> <li>・納税証明書の交付</li> <li>・軽自動車税納税証明書(継続検査用)の交付</li> </ul>

問い合わせ 町民課 ☎232-4914 税務課 ☎232-4911 問い合わせ 環境生活課 232-2114